

裁 決 書

審査請求人 X

不作為庁 葛飾区福祉事務所長

審査請求人が令和5年10月16日付け書面で提起した、審査請求人の同月28日付け保護変更申請、同年11月6日付け保護変更申請及び同月7日付け保護変更申請に係る葛飾区福祉事務所長（以下「不作為庁」という。）の不作為に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件各審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 令和3年7月31日、不作為庁は、審査請求人から、同人の母のY（以下「請求人母」という。）及び審査請求人の弟のZ（以下「請求人弟」という。）を同一世帯員とする生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護の申請を受け、同日付で保護を開始した。
- 2 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年10月28日、「請求人につき請求人弟及び請求人母を介護者とする家族介護料を加算せよ」と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書①」という。）をファクシミリで送信した。

3 審査請求人は、令和5年11月6日、不作為庁に対し、「請求の趣旨」欄に下記の内容が記載された「保護申請書（変更）」と題する書面（以下「本件申請書②」という。）を、請求人母の令和5年10月26日付の国民年金・厚生年金保険年金証書の写しとともにファクシミリで送信した。

記

「請求人母につき、

ア 別紙の通り障害基礎・厚生年金2級を収入認定せよ。

イ 上記1につき、別途明細及び領収書により必要経費を控除せよ。

ウ 遡求支給額が確定次第、自立更生免除をせよ。」

4 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年11月6日、「請求人弟につき、令和5年8月7日、令和5年9月4日及び令和5年10月2日におけるA病院への移送費を支払え」と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書③」という。）をファクシミリで送信した。

5 審査請求人は不作為庁に対し、令和5年11月7日、「請求の趣旨」に、「請求人母につき、令和5年5月1日分からの障害者加算を支払え」と記載された、「保護申請書（変更）」と題する文書（以下「本件申請書④」という。）をファクシミリで送信した。

6 審査請求人は、令和5年11月7日付け（審査請求書上の日付は、同年10月16日付け）で、同人が不作為庁に対してした本件申請書①乃至④に係る申請につき、「不作為庁は当該申請を容認する処分をせよ」及び「不作為庁は何らかの処分をせよ」との裁決を求めて審査請求を提起した（以下「本件審査請求」という。）。

7 請求人弟は、令和5年11月9日（書面上の日付は、同月6日）、同人の同年8月7日、同年9月5日、同年10月2日及び同年11月6日のA病院への通院交通費について保護を申請する旨の「保護申請書」と題する書面（以下「本件申請書⑤」という。）をファクシミリで送信した。

8 不作為庁は、令和5年11月8日、本件申請書①に係る申請を却下することを決定し、請求人母宛てに通知した（5葛福東第392号。以下「本件処分1」という。）。

9 不作為庁は、令和5年11月13日、本件申請書③及び⑤に係る請求人弟の通院移送費の申請について、同年8月7日のA病院への移送費1,244円については不支給とし、同年9月5日及び同年10月2日及び11月6日分の通院移送費各1,244円を支給する旨の一時

扶助決定を行い、請求人母に通知した（5葛福決第115348号。以下「本件処分2」という。）。

- 10 不作為庁は、令和5年11月13日、本件申請書④に係る申請を却下することを決定し、請求人母宛てに通知した（5葛福東第401号。以下「本件処分3」という。）。
- 11 不作為庁は、令和5年1月9日、本件申請書③に係る申請のうち、令和5年9月4日の請求人弟の移送費に係る申請を却下することを決定し、請求人母宛てに通知した（5葛福東第536号）。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件各申請につき、相当な期間が経過しても未だ処分がなされず、当該申請は容認されるべきものである。

そこで、不作為庁は本件各申請につき、何らかの処分をせよとの裁決を求める。

また、不作為庁は、本件各申請につき申請を容認する処分をせよとの裁決を求める。

処分がなされていない申請についても不作為庁は応答の義務を負う。

2 不作為庁の主張

(1) 本件申請書①について

不作為庁は、令和5年11月8日、本件申請書①に係る申請に対し、本件処分1を行い、請求人母宛てに通知した。

(2) 本件申請書②について

不作為庁は、本件申請書②に記載された内容は、法第61条に基づく不作為庁への届け出と判断し、これを受け付けた。

(3) 本件申請書③について

不作為庁担当職員は、世帯主である請求人母に対し、本件申請書③には支給に必要な給付対象となる交通手段及び要した費用の記載がないことから、その点を明らかにするよう求めたところ、令和5年11月9日、請求人弟から本件申請書⑤が提出された。そこで不作為庁は令和5年11月13日、本件申請書③及び⑤に係る請求人弟の通院移送費の申請に対し、本件処分2を行い、請求人母に通知した。

(4) 本件申請書④について

不作為庁は、令和5年11月13日、本件申請書④に係る申請に対し、本件処分3を行い、請求人母宛てに通知した。

(5) 以上のとおり不作為は存在しないことから、本件審査請求は却下されるべきである。

理 由

1 判断

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第3条は、「法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。」と規定している。

ここでいう「法令に基づく申請」とは、行政手続法（平成5年法律第88号）上の「申請」と同義であると解される所、同法は「法令」を「法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び地方公共団体の執行機関の規則（規程を含む。）」（行政手続法第2条第1号）と、「申請」を、「法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう」（同条第3号）と定義している。

また行政不服審査法第49条第1項は、「不作為についての審査請求が当該不作為に係る処分についての申請から相当の期間が経過しないでされたものである場合その他不適法である場合には、審査庁は、裁決で、当該審査請求を却下する。」と規定している。

2 まず本件申請書①に係る申請については、不作為庁が、事案の概要8のとおり、令和5年11月8日付けで却下決定を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、本件申請書①に係る申請についての審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

3 次に、本件申請書②については、その記載内容をみると、これは法に基づく申請書の

形式を用いてはいるものの、法第61条に基づき被保護者に課せられた届出（収入申告）義務の履践であると解される。

法第61条に基づく被保護者の届出（収入申告）の義務は、「保護の実施機関が職権により被保護者の状況を調査、把握するとしてもそれだけでは被保護者の状況を適確に把握することが困難であるし、……保護の実施機関の行なう調査を補充し、これと並行して的確な状況の把握に資するものであつて、適正な保護の実施のために欠かせないもの」として被保護者に課せられたものである（東京地判昭和47年8月4日刑月4・8・1443参照）。

このように、収入申告は、保護の実施機関の調査だけでは多数の被保護者の状態を把握するにも限界があるので、被保護者からも必要事項を自発的に届出させることにより、適正な保護の決定及び実施を円滑に進めさせることに資するものとして、不作為庁の職権による収入認定及びそれに基づく保護の決定や保護費の返還決定の端緒となるものに過ぎず、被保護者に対し何らかの利益を付与する処分を求める行為ではないことは明らかである。

また、収入申告に際し、被保護者から必要経費の控除や自立更生免除を求める旨の申し出があったとしても、それは収入申告と独立したものではなく、行政庁の判断は、被保護者からの収入申告をもとに行政庁が職権で収入認定（収入認定除外や必要経費の控除に関する判断も併せて行われる）を行った上で、保護変更決定や法第63条に基づく保護費の返還決定において示されるのである。

したがって、必要経費の控除や自立更生免除に関して審査請求人の用いる「申請」に対応した形でこれに行政庁が応答しなければならないものではない。

したがって、本件審査請求のうち、本件申請書②に係る部分の審査請求は不適法である。

- 4 次に、本件申請書③に係る申請については、不作為庁が、事案の概要9のとおり、令和5年11月13日付けで一時扶助決定を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、本件申請③に係る申請についての審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

5 次に、本件申請書④に係る申請については、不作為庁が、事案の概要10のとおり、令和5年11月13日付けで却下決定を行い、その旨を請求人母に対し通知していることから、当該申請に対する不作為は既に存在せず、審査請求の目的が消滅したことが認められる。

よって、本件申請書④に係る申請についての審査請求は、審査請求の利益がなく不適法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であって補正をすることができないことが明らかであることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第49条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月19日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 徳

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として（訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした不作為が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。